**平成２５年（フ）第２３１号**
大阪府泉南郡岬町多奈川谷川3400番地の80、前住所大阪府泉南郡岬町多奈川谷川3400番地の195
債務者　長谷川　稔
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第３８９号**
大阪府泉佐野市鶴原887番地の８
債務者　大塚　祐子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第４４５号**
大阪府泉佐野市松原２丁目５番33号　やすらぎ荘212
債務者　中元　　薫
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第４５５号**
大阪府阪南市舞１丁目34番25号
債務者　宮﨑　大輔
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第４６６号**
大阪府泉大津市豊中町１丁目４番18号レジデンス東山Ⅱ103号
債務者　塩谷光太郎
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第４６７号**
大阪府泉大津市豊中町１丁目４番18号レジデンス東山Ⅱ103号
債務者　塩谷　則子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第４８１号**
大阪府岸和田市小松里町2452番地レオパレス小松里206号
債務者　奥山　真司
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第４８３号**
大阪府大阪市大正区千島２－４第３号棟1140号室、住民票上の住所大阪府泉大津市上之町６番21―308号
債務者　藤原　克仁
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第４８６号**
大阪府貝塚市久保423番地
債務者　浦島電気こと　浦島　健二
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第４９７号**
大阪府岸和田市額原町243番地の１　ボナールＣ101号
債務者　成田　悟志
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第５１１号**
大阪府岸和田市磯上町５丁目２番１―106号、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目18番34号
債務者　小川誠二郎
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第５１３号**
大阪府岸和田市三田町925番地の１サンシャトー大月201号、前住所愛媛県松山市富久町342番地１ラ・トゥール・フェリシア203号
債務者　杉谷　高行
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第５２２号**
大阪府貝塚市東山１丁目26番16号、住民票上の住所大阪府岸和田市中町１番21号
債務者　藤野　　守
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第５２３号**
大阪府阪南市黒田48番地の１―203号
債務者　山口　達郎
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第１７４号**
広島県福山市曙町３丁目７番17―305号　大栄マンション
債務者　山下　順司
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２５年（フ）第１７５号**
広島県福山市曙町３丁目７番17―305号　大栄マンション
債務者　山下　英子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２５年（フ）第１９４号**
広島県福山市曙町１丁目５番21―206号　興南マンション
債務者　竹田　　茂
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係